

都市再生機構賃貸住宅（公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成24年3月13日

提出者

23番 桑 津 昇太郎

14番 深 田 貴美子

3番 田 辺 あき子

11番 深 沢 達 也

17番 石 井 一 徳

24番 橋 本 しげき

武蔵野市議会議長 きくち 太 郎 殿

都市再生機構賃貸住宅（公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を  
求める意見書

平成24年1月20日「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されました。独立行政法人都市再生機構（以下機構という）については、業務の見直し、分割・再編、スリム化を検討し、本年度中に方向性について結論を得ることとし、さらに全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成24年夏までに結論を得るとされました。

機構賃貸住宅は、もともと日本住宅公団として出発し、統廃合が繰り返され、平成16年独立行政法人都市再生機構に管理が引き継がれました。平成22年4月の事業仕分けにおいては「市場家賃部分は民間へ、高齢者・低所得者向け住宅は自治体または国へ移行」とされ、平成23年7月の「都市再生機構の改革に係る工程表」では、賃貸住宅ストックの削減と市場家賃化の推進、地方公共団体との連携等を再確認するとともに、特殊会社化への方向性が示されました。

これまで公団住宅は絶えず「行財政改革」では注目され、高家賃化とあわせて民営化の方向が強められ、居住者は居住不安にさらされてきました。その都度武蔵野市議会では、公共住宅としての存続、居住者の居住の安定を求める旨の意見書・要望書を国や機構に提出してきました。

半世紀にわたる公団住宅の存在は、子育て世代から高齢者までの住まいの安定につながり、また、阪神大震災や東日本大震災に見るように、地震国日本にとって公共住宅の確保の必要性が改めて実証され、その役割は今後も求められています。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、下記事項を要望します。

記

- 1 機構賃貸住宅が果たしている役割と居住者の生活実態、また居住者の居住の安定確保に関する国会決議等を十分に踏まえ、機構賃貸住宅を公共住宅として維持存続させること。
- 2 国は公的賃貸住宅の安定的確保と、国民だれもが最低限度の居住が保障されるよう住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月 日

武蔵野市議会議長 きくち 太 郎

内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（行政刷新）

— あて